○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成4年10月15日
規則第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年静岡県規則第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)

第2条　法第8条第2項の申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2　知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第2号による一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証を交付するものとする。

(全部改正〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第3条　省令第4条の4第1項の申請書の様式は、様式第3号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第3条の2　省令第4条の4の2の申請書の様式は、様式第3号の2によるものとする。

2　省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面の様式は、様式第3号の3によるものとする。

(追加〔平成23年規則16号〕)

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第4条　省令第4条の17の報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第5条　省令第5条の3第1項の申請書の様式は、様式第5号によるものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第31号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される省令第5条の3第1項の申請書の様式は、様式第6号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第6条　省令第5条の4の2第1項の届出書の様式は、様式第7号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第7条　省令第5条の5第1項の届出書の様式は、様式第8号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第8条　省令第5条の5の2第1項の申請書の様式は、様式第9号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出)

第8条の2　省令第5条の5の3の届出書の様式は、様式第9号の2によるものとする。

2　省令第5条の5の3の2第2項の届出書の様式は、様式第9号の3によるものとする。

(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則21号〕)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)

第8条の3　省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、様式第9号の4によるものとする。

2　知事は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定をしたときは、様式第9号の5による熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

3　省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、様式第9号の6によるものとする。

4　省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、様式第9号の7によるものとする。

(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則21号〕)

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第9条　法第9条の3第1項の規定による届出は、様式第10号による一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則1号〕)

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第10条　省令第5条の8第1項の届出書の様式は、様式第11号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則1号〕)

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第11条　省令第5条の9の2第1項の届出書の様式は、様式第7号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則1号〕)

(市町の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出)

第12条　省令第5条の10第1項の届出書の様式は、様式第8号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則1号〕)

(市町の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

第13条　省令第5条の10の2第1項の申請書の様式は、様式第9号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則1号〕)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条　省令第5条の11第1項の申請書の様式は、様式第12号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可の申請)

第15条　省令第5条の12第1項の申請書の様式は、様式第13号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成20年規則9号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第16条　省令第6条第1項の届出書の様式は、様式第14号によるものとする。

(追加〔平成12年規則119号〕)

(産業廃棄物の再生利用業者の指定の申請等)

第17条　省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による知事の指定(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、様式第15号による産業廃棄物再生利用業者指定申請書を提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)　再生利用の事業計画の概要を記載した書類

(2)　事務所及び事業場の付近の見取図

(3)　再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(4)　再生利用の事業の用に供する施設に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し並びに申請者がその土地の所有権を有しない場合にあっては、その土地を使用する権原を有することを証する書類

(5)　申請者が個人にあってはその住民票の写し、法人にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(6)　申請者(申請者が法人である場合には、その役員)の履歴書

(7)　業務経歴を記載した書類

(8)　その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

3　知事は、再生利用業者の指定をしたときは、様式第16号による産業廃棄物再生利用業者指定証を交付するものとする。この場合において、知事は、2年を超えない範囲内においてその指定証の有効期間を設けることができる。

4　再生利用業者の指定を受けた者は、その指定証の有効期間を延長しようとするときは、当該有効期間が満了する前に、様式第17号による産業廃棄物再生利用業者指定証有効期間延長申請書を提出しなければならない。

5　第3項の規定は、前項の申請書の提出があった場合に準用する。

6　再生利用業者の指定を受けた者は、その指定を受けた事業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、様式第18号による産業廃棄物再生利用業者指定変更届を提出しなければならない。

(1)　氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)

(2)　法人にあっては、その役員の氏名

(3)　事務所又は事業場の所在地

(4)　事業の用に供する施設の構造若しくは規模又はその設置場所

(5)　再生利用のための産業廃棄物が排出される事業所

(6)　収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者

7　再生利用業者の指定を受けた者は、その指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、様式第19号による産業廃棄物再生利用業者指定業務廃止届を提出しなければならない。

(一部改正〔平成10年規則37号・12年119号・17年5号・23年16号〕)

(産業廃棄物処理業等の許可を受けた者の欠格要件に係る届出)

第18条　省令第10条の10の3及び第10条の24の届出書の様式は、様式第20号によるものとする。

2　省令第10条の10の3の2第1項及び第10条の24の2第1項の届出書の様式は、様式第20号の2によるものとする。

(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則21号〕)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)

第19条　省令第12条の7の17第2項の届出書の様式は、様式第21号によるものとする。
2　省令第12条の7の17第4項の受理書の様式は、様式第21号の2によるものとする。
3　省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、様式第21号の3による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更(廃止)届により行うものとする。
（追加〔平成16年規則16号〕、一部改正〔平成23年規則16号〕）
（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）
第19条の2　省令第12条の11の3の届出書の様式は、様式第9号の2によるものとする。
2　省令第12条の11の3の2第1項の届出書の様式は、様式第9号の3によるものとする。
（追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則21号〕）
（特別管理産業廃棄物管理責任者の報告）
第20条　特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に様式第22号による特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書を提出しなければならない。
2　特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなった事業者は、速やかに、様式第23号による特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書を提出しなければならない。
（追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成23年規則16号〕）
（産業廃棄物の処理実績の報告）
第21条　法第12条第8項の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、様式第24号による産業廃棄物処理実績報告書を提出しなければならない。
（追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成13年規則10号・23年16号〕）
（産業廃棄物等の運搬実績の報告）
第22条　産業廃棄物収集運搬業者(許可を受けた事業の範囲に保管を含む者を除く。)及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者(許可を受けた事業の範囲に保管を含む者を除く。)は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集及び運搬に関し、様式第25号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告書を提出しなければならない。
（追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成20年規則9号・23年16号〕）
（最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧の請求）
第23条　法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、様式第26号による最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書を提出しなければならない。
（一部改正〔平成10年規則37号・50号・12年119号・13年10号・17年49号・30年4号〕）
（廃棄物再生事業者の登録の申請）
第24条　政令第17条第1項の申請書の様式は、様式第27号によるものとする。
（一部改正〔平成12年規則119号・13年10号・17年49号〕）
（廃棄物再生事業者の登録証明書）
第25条　省令第16条の4の登録証明書の様式は、様式第28号によるものとする。
（一部改正〔平成12年規則119号〕）
（廃棄物再生事業者の登録事項の変更の届出）
第26条　政令第20条の規定による届出は、様式第29号による廃棄物再生事業者登録事項変更届により行うものとする。
2　前項の届出書には、変更後の事業場の図面及び省令第16条の3各号に掲げる書類(変更のあるものに限る。)を添付するものとする。
（一部改正〔平成12年規則119号・13年10号・17年49号〕）
（廃棄物再生事業者の事業場の廃止、休止又は再開の届出）
第27条　政令第21条の規定による届出は、様式第30号による廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届により行うものとする。
（一部改正〔平成12年規則119号・13年10号・17年49号〕）
（事故時の措置の届出）
第27条の2　法第21条の2第1項の規定による届出は、様式第30号の2による特定処理施設事故時応急措置届出書により行うものとする。
2　前項の届出書には、特定処理施設の付近の見取図、事故現場の写真その他の事故の状況及び講じた措置の概要を示す書類を添付するものとする。
（追加〔平成17年規則49号〕）
（許可証等の再交付の申請）
第28条　法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者、法第20条の2第1項の登録を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者(以下「許可等を受けた者」という。)は、許可証、認定証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)を破り、汚し、又は失ったときは、様式第31号による許可証等再交付申請書によりその再交付を申請することができる。
2　前項の申請書には、許可証等を破り、又は汚した場合においては、その許可証等を添付するものとする。
（一部改正〔平成10年規則37号・12年119号・16年16号・23年16号〕）
（許可証等の返納）
第29条　許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第32号による許可証等返納書により許可証等を返納しなければならない。
(1)　許可、認定、登録又は指定を取り消されたとき。
(2)　一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定に係る熱回収施設(以下「認定熱回収施設」という。)又は事業の全部を廃止したとき。
(3)　認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。
(4)　許可証等の再交付を受けた後に失った許可証等を発見したとき。
（一部改正〔平成10年規則37号・12年119号・23年16号〕）
（書類の提出方法）
第30条　法、政令、省令及びこの規則により提出する書類のうち、別表第1の中欄に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本1部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由して、別表第2の中欄に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本2部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由してそれぞれ知事に、別表第3に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本2部を知事に、別表第4に掲げる提出書類にあっては正本1部及び副本10部を知事に提出するものとする。ただし、別表第1の7の項及び24の項、別表第2の23の項及び24の項並びに別表第3第36号及び第38号に掲げる提出書類の提出部数は、正本1部とする。
2　前項の規定にかかわらず、廃棄物再生事業者に係る事業場の所在地(事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事業場の所在地)が政令第27条に規定する指定都市の長等が管轄する区域にあるときは、別表第2の17の項から19の項まで及び21の項に掲げる提出書類については正本1部及び副本1部を、同表24の項に掲げる提出書類については正本1部を知事に提出するものとする。
（一部改正〔平成10年規則50号・12年119号・16年16号・17年49号・19年31号・20年9号・23年16号・令和元年21号〕）
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成6年3月10日規則第5号)
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
附　則(平成6年10月15日規則第61号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成10年3月31日規則第37号)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
附　則(平成10年6月12日規則第50号)
この規則は、平成10年6月17日から施行する。
附　則(平成10年7月24日規則第54号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成11年3月12日規則第10号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
附　則(平成12年3月31日規則第106号)
1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際この規則の規定により改正されることとなった改正前の規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書等は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
3　この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成12年9月29日規則第119号)
1　この規則は、平成12年10月1日から施行する。
2　この規則の施行の際改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成13年1月5日規則第1号)
1　この規則は、平成13年1月6日から施行する。
2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成13年3月9日規則第10号)
1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成16年3月31日規則第16号)
1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成17年3月7日規則第5号抄)
1　この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。
附　則(平成17年5月24日規則第49号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている請求書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成19年3月20日規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成19年3月30日規則第31号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附　則(平成20年3月28日規則第9号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成22年3月31日規則第18号抄)
(施行期日)
1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附　則(平成23年3月31日規則第16号)
1　この規則は、平成23年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成24年3月30日規則第24号)
1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(平成30年3月28日規則第4号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附　則(令和元年7月1日規則第4号)
1　この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
3　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(令和元年12月24日規則第21号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
附　則(令和3年3月26日規則第5号)
1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1(第30条関係)
(全部改正〔平成10年規則37号〕、一部改正〔平成11年規則10号・12年119号・13年10号・17年49号・19年31号・20年9号・22年18号・23年16号・30年4号〕)

	提出書類	経由機関
1	省令第8条の2の4又は第8条の2の7の規定による産業廃棄物事業場外保管届出書	産業廃棄物の保管の場所の所在地を静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。)第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「産廃保管場所管轄健康福祉センター所長」という。)
2	省令第8条の2の5の規定による産業廃棄物事業場外保管変更届出書	産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
3	省令第8条の2の6の規定による産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
4	省令第8条の2の7(省令第8条の13の6において準用する場合に限る。)又は第8条の13の5の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	特別管理産業廃棄物の保管の場所の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「特管産廃保管場所管轄健康福祉センター所長」という。)
5	省令第8条の2の5(省令第8条の13の6において準用する場合に限る。)の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	特管産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
6	省令第8条の2の6(省令第8条の13の6において準用する場合に限る。)の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	特管産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
7	省令第8条の27の規定による産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業場の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長」という。)
8	省令第8条の29の規定による措置内容等報告書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
9	省令第8条の38の規定による措置内容等報告書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
10	省令第9条の2の規定による産業廃棄物収集運搬業許可申請書	主たる営業区域を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「主要営業区域管轄健康福祉センター所長」という。)
11	産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の9の規定による産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
12	産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の10の規定による産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
13	省令第10条の12の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
14	特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の22の規定による特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
15	特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の23の規定による特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
16	省令第12条の35又は第12条の38(省令第12条の39において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質の変更届出書	形質を変更する土地の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長
17	省令第13条の3の規定による有害使用済機器保管等届出書	有害使用済機器の主たる保管の場所の所在地を組織規則第20条第4項の規

		定により管轄する健康福祉センターの長又は有害使用済機器の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下これらを「主要有害使用済機器保管場所等管轄健康福祉センター所長」という。)
18	省令第13条の4の規定による有害使用済機器保管等変更届出書	主要有害使用済機器保管場所等管轄健康福祉センター所長
19	省令第13条の11の規定による有害使用済機器保管等廃止届出書	主要有害使用済機器保管場所等管轄健康福祉センター所長
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成23年環境省令第1号。以下「平成23年改正省令」という。)附則第12条(平成23年改正省令附則第18条において準用する場合を含む。)の規定による優良基準適合確認申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
21	第20条第1項の特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書	特別管理産業廃棄物を排出する事業場の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長」という。)
22	第20条第2項の特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書	特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
23	第21条の産業廃棄物処理実績報告書	当該施設の設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長
24	第22条の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
25	第27条の2第1項の特定処理施設事故時応急措置届出書	特定処理施設の設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長
26	法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
27	法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者に係る第29条の許可証等返納書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長

別表第2(第30条関係)
(追加〔平成10年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則119号・16年16号・17年49号・19年31号・20年9号・22年18号・23年16号・30年4号・令和元年21号〕)

	提出書類	経由機関
1	省令第8条の4の5の規定による産業廃棄物処理計画書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
2	省令第8条の4の6の規定による産業廃棄物処理計画実施状況報告書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
3	省令第8条の17の2の規定による特別管理産業廃棄物処理計画書	特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
4	省令第8条の17の3の規定による特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
5	省令第8条の38の4の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は産業廃棄物の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「主要施設管轄健康福祉センター所長」という。)
6	省令第8条の38の6の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
7	省令第8条の38の8の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
8	省令第8条の38の10の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定廃止届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
9	省令第8条の38の11の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
10	省令第10条の4の規定による産業廃棄物処分業許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
11	産業廃棄物処分業に係る省令第10条の9の規定による産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
12	産業廃棄物処分業に係る省令第10条の10の規定による産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	主要施設管轄健康福祉センター所長
13	省令第10条の16の規定による特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
14	特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の22の規定による特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
15	特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の23の規定による特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	主要施設管轄健康福祉センター所長
16	平成23年改正省令附則第12条(平成23年改正省令附則第15条及び第21条において準用する場合に限る。)の規定による優良基準適合確認申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
17	第17条第1項の産業廃棄物再生利用業者指定申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
18	第17条第4項の産業廃棄物再生利用業者指定証有効期間延長申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
19	第17条第6項の産業廃棄物再生利用業者指定変更届	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
20	第17条第7項の産業廃棄物再生利用業者指定業務廃止届	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
21	第18条第1項の規定による欠格要件に係る届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
22	第18条第2項の規定による欠格要件に係る届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長

23	第24条の規定による廃棄物再生事業者登録申請書	廃棄物再生事業者に係る事業場の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「再生事業場管轄健康福祉センター所長」という。)
24	第26条第1項の廃棄物再生事業者登録事項変更届	再生事業場管轄健康福祉センター所長
25	第27条の廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届	再生事業場管轄健康福祉センター所長
26	法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の許可を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
27	法第20条の2第1項の登録を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書	再生事業場管轄健康福祉センター所長
28	法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の許可を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者に係る第29条の許可証等返納書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
29	法第20条の2第1項の登録を受けた者に係る第29条の許可証等返納書	再生事業場管轄健康福祉センター所長

別表第3(第30条関係)
(追加〔平成10年規則37号〕、一部改正〔平成10年規則50号・54号・12年119号・13年10号・16年16号・20年9号・23年16号・令和元年21号〕)
(1) 省令第11条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書(政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる施設(以下「産業廃棄物焼却施設等」という。)に係るものを除く。)
(2) 省令第12条の4の規定による産業廃棄物処理施設使用前検査申請書
(3) 省令第12条の5の2の規定による産業廃棄物処理施設定期検査申請書
(4) 省令第12条の7の15の規定による特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書
(5) 省令第12条の9(平成10年改正省令附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設変更許可申請書(産業廃棄物焼却施設等に係るものを除く。)
(6) 省令第12条の10の2の規定による産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書
(7) 省令第12条の11の規定による産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
(8) 省令第12条の11の2の規定による産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書
(9) 省令第12条の11の5の規定による熱回収施設設置者認定申請書
(10) 省令第5条の5の10(省令第12条の11の11において準用する場合に限る。)の規定による熱回収施設休廃止等届出書
(11) 省令第5条の5の11(省令第12条の11の11において準用する場合に限る。)の規定による熱回収報告書
(12) 省令第12条の11の12の規定による産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書
(13) 省令第12条の11の13の規定による合併・分割認可申請書
(14) 省令第12条の12の規定による相続届出書
(15) 第2条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書(政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物焼却施設等」という。)に係るものを除く。)
(16) 第3条の規定による一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
(17) 第3条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設定期検査申請書
(18) 第4条の規定による特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
(19) 第5条の規定による一般廃棄物処理施設変更許可申請書(一般廃棄物焼却施設等に係るものを除く。)
(20) 第5条ただし書の規定による既存許可一般廃棄物処理施設変更許可申請書(一般廃棄物焼却施設等に係るものを除く。)
(21) 第6条又は第11条の規定による一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
(22) 第7条又は第12条の規定による一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
(23) 第8条又は第13条の規定による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
(24) 第8条の2第1項又は第19条の2第1項の規定による欠格要件に係る届出書
(25) 第8条の2第2項又は第19条の2第2項の規定による欠格要件に係る届出書
(26) 第8条の3第1項の規定による熱回収施設設置者認定申請書
(27) 第8条の3第3項の規定による熱回収施設休廃止等届出書
(28) 第8条の3第4項の規定による熱回収報告書
(29) 第9条の一般廃棄物処理施設設置届出書
(30) 第10条の規定による一般廃棄物処理施設変更届出書
(31) 第14条の規定による一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書
(32) 第15条の規定による合併・分割認可申請書
(33) 第16条の規定による相続届出書
(34) 第19条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書
(35) 第19条第3項の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更(廃止)届
(36) 第23条の最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書
(37) 法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可を受けた者又は法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書
(38) 法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可を受けた者又は法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者に係る第29条の許可証等返納書

別表第4(第30条関係)
(追加〔平成10年規則50号〕、一部改正〔平成12年規則119号〕)
(1) 省令第11条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書(産業廃棄物焼却施設等に係るものに限る。)
(2) 省令第12条の9(平成10年改正省令附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設変更許可申請書(産業廃棄物焼却施設等に係るものに限る。)
(3) 第2条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書(一般廃棄物焼却施設等に係るものに限る。)
(4) 第5条の規定による一般廃棄物処理施設変更許可申請書(一般廃棄物焼却施設等に係るものに限る。)
(5) 第5条ただし書の規定による既存許可一般廃棄物処理施設変更許可申請書(一般廃棄物焼却施設等に係るものに限る。)

様式第1号(第2条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(全部改正〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成16年規則16号・23年16号・24年24号・令和元年4号・21号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	

着工予定年月日		年　　月　　日
使用開始予定年月日		年　　月　　日
※　許可年月日		年　　月　　日
※　許可番号		第　　号
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		m^3 ／日（　）時間 t／日（　）時間 m^3 ／時間 t／時間
		埋立地の面積　　㎡ 埋立容量　　m^3
＊一般廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水　量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水　処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
＊一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
＊災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自己処分　　委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自己処分　　委託処分
	処分方法	
＊埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
＊一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者			
個人である場合			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
	年　　月　　日		
法人である場合			
（ふりがな） 名称	所在地		

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）

	個人である場合		
	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所
		年　　月　　日	
	法人である場合		
	（ふりがな） 名称	所在地	
	役員		
	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	

役員（申請者が法人である場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

	発行済株式の総数	株		出資の額	円
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日 （個人である場合）	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍（個人である場合） 住所又は所在地	
		年　月　日			
		年　月　日			
		年　月　日			
		年　月　日			

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　＊印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

6　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第2号(第2条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

一般廃棄物処理施設	設置 変更	許可証

年　　月　　日

住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項 第9条第1項	の規定により	設置 変更	の許可を受けた一般

廃棄物処理施設であることを証する。

静岡県知事　氏名　印

許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
許可の条件	
留意事項	1　施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2　計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3　一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第3号)を提出し、職員の検査を受けること。

様式第3号(第3条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設がしゅん功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する使用前検査を関係書類及び図面を添えて申請します。

施設設置又は変更の許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号
設置場所	
しゅん功年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日

様式第3号の2(第3条の2関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
施設設置の許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号

様式第3号の3(第3条の2関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

定期検査結果通知書

年　　月　　日

住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

静岡県知事　氏名　印

一般廃棄物処理施設の設置場所	

一般廃棄物処理施設の種類	
施設設置の許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　　月　　日

様式第4号(第4条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成23年規則16号・令和元年4号〕)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(　　年度)

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により報告します。

施設設置の許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号
設置場所	
埋立処分開始年月	年　　月
埋立処分終了予定年月	年　　月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年　　月　　日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分終了後に行う維持管理の内容	
埋立処分終了後に行う維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考　放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

様式第5号(第5条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成13年規則1号・16年16号・23年16号・24年24号・令和元年4号・21号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	

一般廃棄物処理施設の種類			
施設設置の許可年月日		年　　月　　日	
許可番号		第　　号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更前	変更後
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m^3／日(　　)時間 t／日(　　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積　　㎡ 埋立容量 m^3	m^3／日(　　)時間 t／日(　　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積 ㎡ 埋立容量 m^3
	＊一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	＊一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年　　月　　日	
使用開始予定年月日		年　　月　　日	
※　許可年月日		年　　月　　日	
※　許可番号		第　　号	

申請者

個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
	年　　月　　日		
法人である場合			
(ふりがな) 名称	所在地		

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
	年　　月　　日		
法人である場合			
(ふりがな) 名称	所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
	年　　月　　日		

			年　月　日	
			年　月　日	

役員（申請者が法人である場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

	発行済株式の総数	株	出資の額	円
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日 （個人である場合）	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍（個人である場合） 住所又は所在地
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
		年　月　日	

		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　＊印の欄については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図又は数値を変更前の内容と対照させて記載すること。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(3)　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(4)　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設のときは生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場のときは排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

5　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

6　記載欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第6号(第5条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成16年規則16号・23年16号・24年24号・令和元年4号・21号・3年5号〕)

既存許可一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年　月　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
施設設置の許可年月日		年　月　日	
許可番号		第　号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設の構造		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積　㎡ 埋立容量 m^3	m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積 ㎡ 埋立容量 m^3
変更の理由			

＊一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
＊一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
＊災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		

処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自己処分　　委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自己処分　　委託処分
	処分方法	
＊埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
＊一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

着工予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
※　許可年月日	年　　月　　日
※　許可番号	第　　号

申請者			
	個人である場合		
	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
			住所
		年　　月　　日	
	法人である場合		
	（ふりがな） 名称	所在地	

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）			
	個人である場合		
	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
			住所
		年　　月　　日	
	法人である場合		
	（ふりがな） 名称	所在地	

役員			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日 （個人である場合）	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（個人である場合）	
		割合	住所又は所在地	
	年　月　日			
	年　月　日			
	年　月　日			
	年　月　日			
	年　月　日			
	年　月　日			
	年　月　日			
	年　月　日			

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　＊印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

6　記載欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第7号(その1)(第6条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成16年規則16号・令和元年4号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
施設設置の許可年月日			年　　月　　日
許可番号			第　　号
変更の内容	＊省令第5条の2に規定する軽微な変更		
	法第8条第2項第1号に掲げる事項の変更		
	＊省令第5条の4第1号から第5号までに掲げる事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
		年月日	
		年月日	

			年月日	
廃止若しくは休止又は再開の別				
廃止若しくは休止又は再開の理由				
廃止若しくは休止又は再開の年月日			年　　月　　日	

備考

1　＊印の欄については、できる限り図表を利用すること。

2　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第7号(その2)(第11条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
（追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成16年規則16号・23年16号・令和元年4号〕）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者　名称

代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第11項において準用する同法第9条第3項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
施設設置の届出年月日		年　　月　　日
変更の内容	＊省令第5条の7において準用する同令第5条の2に規定する軽微な変更	
	法第8条第2項第1号に掲げる事項の変更	
	＊省令第5条の9において準用する同令第5条の4(同条第6号に係る部分を除く。)に規定する事項の変更	
廃止若しくは休止又は再開の別		
廃止若しくは休止又は再開の理由		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年　　月　　日

備考

1　＊印の欄については、できる限り図表を利用すること。

2　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第8号(第7条、第12条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
（追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則1号・23年16号・令和元年4号・3年5号〕）

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先</td><td>住所又は所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施設設置の許可年月日又は届出年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td colspan="4">第　　号</td></tr>
<tr><td>埋立地の面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td>埋立ての深さ</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>覆土の厚さ</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>埋立処分の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>埋立処分開始年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>埋立処分終了年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状</td><td>種類</td><td>数量(m^3)</td><td colspan="2">性状</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第9号(第8条、第13条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成23年規則16号・令和元年4号〕)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律	第9条第5項 第9条の3第11項	の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

設置場所		
施設設置の許可年月日又は届出年月日	年　　月　　日	
許可番号	第　　号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種類	数量（m^3）
埋立地の面積	㎡	
埋立ての深さ	m	
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年　　月　　日	
埋立処分終了年月日	年　　月　　日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等の水質の状況		
埋立地の保有水等の水質の状況		
埋立地からのガスの発生の状況		
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況		

埋立地の覆いの概要	

備考

1　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。

2　保有水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。

3　覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号に規定する覆いをいう。

様式第9号の2(第8条の2、第19条の2関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・21号・3年5号〕)

欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設	の設置場所	
一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設	の種類	
施設設置の許可年月日		年　　月　　日
許可番号		第　　号
＊該当するに至った欠格要件(一般廃棄物処理施設)		法第7条第5項第4号(ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル)
＊該当するに至った欠格要件(産業廃棄物処理施設)		法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
当該欠格要件に該当するに至った具体的事由		
当該欠格要件に該当するに至った年月日		年　　月　　日

備考

1　＊印の欄には、該当するものに○印を付すこと。

2　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第9号の3(第8条の2、第19条の2関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔令和元年規則21号〕、一部改正〔令和3年規則5号〕)

欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設	の設置場所	

産業廃棄物処理施設		
一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	の種類	
施設設置の許可年月日		年　　月　　日
許可番号		第　　号

備考　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第9号の4(第8条の3関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・21号・3年5号〕)

(表)

熱回収施設設置者認定申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置場所		
※　認定年月日		年　　月　　日
※　認定番号		第　　号
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	＊設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	＊設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
施設設置の許可年月日		年　　月　　日
許可番号		第　　号

(裏)

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。

3　設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン／時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。

4　＊印の欄については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次の事項に留意すること。

(1)　設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

(2)　設備の維持管理に関する計画については、次に掲げる計画を記載すること。

ア　ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画

イ　熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画

5　熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電と発電以外の熱利用との併用の別を記入すること。

6　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

7　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第9号の5(第8条の3関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・21号〕)

熱回収施設設置者認定証

年　　月　　日

住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

静岡県知事　氏名　印

認定年月日	年　　月　　日
認定の有効期限	年　　月　　日
認定番号	第　　号
熱回収施設の設置場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1　毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2　熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第9号の6(第8条の3関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・21号・3年5号〕)

熱回収施設休廃止等届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置場所		
認定年月日		年　　月　　日
認定番号		第　　号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年　　月　　日
廃止若しくは休止又は再開したとき	廃止若しくは休止又は再開の別	
	理由	
	年月日	年　　月　　日

熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	
	理由	
	年月日	年　　月　　日

備考

1　「変更の内容」の欄については、できる限り図表を利用すること。

2　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第9号の7(第8条の3関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・21号〕)

熱回収報告書(　　年度)

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

報告者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり熱回収を行ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により報告します。

認定年月日	年　　月　　日
認定番号	第　　号
前年4月1日から3月31日までの熱回収率	%

備考　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第10号(第9条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者　名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年　　月　　日
使用開始予定年月日		年　　月　　日
※届出年月日		年　　月　　日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		m^3／日(　　)時間 t／日(　　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積　　㎡ 埋立容量　　m^3
＊一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理	

関する計画に係る事項	方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
＊一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
＊災害防止のための計画に係る事項(一般廃棄物の最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区分	自己処分　　委託処分	
	処分方法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区分	自己処分　　委託処分	
	処分方法		
＊埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
＊一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　＊印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第11号(第10条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成13年規則1号・23年16号・令和元年4号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者　名称

代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所	

一般廃棄物処理施設の種類			
施設設置の届出年月日		年　　月　　日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更前	変更後
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m³／日(　　)時間 t／日(　　)時間 m³／時間 t／時間 埋立地の面積　　㎡ 埋立容量　　m³	m³／日(　　)時間 t／日(　　)時間 m³／時間 t／時間 埋立地の面積　　㎡ 埋立容量　　m³
	＊一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	＊一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年　　月　　日	
使用開始予定年月日		年　　月　　日	

備考

1　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。

2　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

3　＊印の欄については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図又は数値を変更前の内容と対照させて記載すること。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(3)　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(4)　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設のときは生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場のときは排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第12号(第14条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成16年規則16号・23年16号・24年24号・令和元年4号・21号・3年5号〕)

一般廃棄物処理施設 譲受け／借受け 許可申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の譲受け／借受けの許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関

借受
け

する法律第9条の5第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
施設設置の許可年月日	年　　月　　日	
許可番号	第　　号	
※譲受け又は借受けの許可年月日	年　　月　　日	
※譲受け又は借受けの許可番号	第　　号	

申請者

個人である場合			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
	年　　月　　日		
法人である場合			
（ふりがな） 名称	所在地		

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）

個人である場合			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
	年　　月　　日		
法人である場合			
（ふりがな） 名称	所在地		
役員			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
	年　　月　　日		
	年　　月　　日		

			年　月　日	

役員（申請者が法人である場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

	発行済株式の総数	株	出資の額	円

	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日 （個人である場合）	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍（個人である場合） 住所又は所在地
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

3　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第13号（第15条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）
（追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成13年規則10号・16年16号・23年16号・令和元年4号・3年5号〕）

合併・分割認可申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

所在地

申請者　名称

代表者の氏名

電話番号

次のとおり法人の合併又は分割について認可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
施設設置の許可年月日		年　　月　　日
許可番号		第　　号
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の所在地、名称及び代表者の氏名	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		
※認可年月日		年　　月　　日
※認可番号		第　　号

役員

	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

	発行済株式の総数	株	出資の額	円
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日 （個人である場合）	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（個人である場合）

			割合	住所又は所在地
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者

	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者（当該株主又は出資をしている者となる者がある場合）

	発行済株式の総数	株	出資の額	円
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日 （個人である場合）	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（個人である場合）
			割合	住所又は所在地
		年　月　日		
		年　月　日		

		年　月　日		
		年　月　日		

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者(当該使用人となる者がある場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

備考

1　申請は、合併又は分割の当事者の連名で行うこと。

2　※印の欄には、記入しないこと。

3　「役員」の欄及び「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第14号(第16条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成16年規則16号・24年24号・令和元年4号・21号・3年5号〕)

相続届出書

年　月　日

静岡県知事　氏名　様

届出者　住所

氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄		
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名	
	住所	
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
施設設置の許可年月日		年　月　日
許可番号		第　号

相続の開始年月日	年　　月　　日

相続人

	（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）

	個人である場合			
	（ふりがな） 氏名		生年月日	本籍 住所
			年　　月　　日	
	法人である場合			
		（ふりがな） 名称	所在地	
		役員		
		（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	

政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

	（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月	

		日	
		年　月　日	

備考　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第15号(第17条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年119号・令和元年4号・3年5号〕)

産業廃棄物再生利用業者指定申請書

年　月　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり産業廃棄物の再生利用業者の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により申請します。

事務所の所在地		従業員の数
事業場の所在地		人
再生利用生産品名		
再生利用のため取り扱う産業廃棄物の種類及び業務の内容		別紙1のとおり
再生利用のための産業廃棄物が排出される事業所		別紙2のとおり
事業の用に供する施設	再生利用のための収集又は運搬の用に供する施設	別紙3のとおり
	再生利用のための処分の用に供する施設	別紙4のとおり
収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者		別紙5のとおり
経理的基礎に関する資料		
事業開始予定年月日	年　月　日	

別紙1(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のため取り扱う産業廃棄物の種類及び業務の内容

取り扱う産業廃棄物の種類	再生利用のための業務の内容			備考
	収集	運搬	処分	

別紙2(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のための産業廃棄物が排出される事業所別一覧表

取り扱う産業廃棄物の種類	事業所名	所在地及び電話番号	日間取扱量	搬入先
			トン又は立方メートル	

別紙3(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のための収集又は運搬の用に供する施設

運搬施設	種別	形状	能力	数	備考
			トン又は立	台	

			方メートル		
	運搬容器		容量	数	備考
			リットル	個	
車庫	所在地		面積		備考
			平方メートル		
保管施設	設置場所	面積	保管容量	保管する産業廃棄物の種類	保管方法
		平方メートル	立方メートル		

別紙4(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のための処分の用に供する施設

施設の名称	1日当たりの処理能力	処理方法	設置場所	備考
	トン又は立方メートル			

保管施設	設置場所	面積	保管容量	保管する産業廃棄物の種類	保管方法
		平方メートル	立方メートル		

別紙5(用紙　日本産業規格A4縦型)

収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者一覧表

業務の内容	氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地	取り扱う産業廃棄物の種類	備考

様式第16号(第17条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年119号・令和元年4号〕)

産業廃棄物再生利用業者指定証

住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

第9条第2号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則　　の規定により、次のと

第10条の3第2号

おり再生利用業者の指定をします。

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　印

1　指定年月日及び指定番号

年　　月　　日　　第　　号

2　事業の範囲

3　取り扱う産業廃棄物の種類

4　再生利用の方法

5　指定の期限又は条件

6　変更等の状況

様式第17号(第17条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年119号・令和元年4号・3年5号〕)

産業廃棄物再生利用業者指定証有効期間延長申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり産業廃棄物再生利用業者指定証の有効期間を延長したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第4項の規定により申請します。

事務所の所在地		従業員の数
事業場の所在地		人
再生利用生産品名		
再生利用のため取り扱う産業廃棄物の種類及び業務の内容		別紙1のとおり
再生利用のための産業廃棄物が排出される事業所		別紙2のとおり
事業の用に供する施設	再生利用のための収集又は運搬の用に供する施設	別紙3のとおり
	再生利用のための処分の用に供する施設	別紙4のとおり
収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者		別紙5のとおり
経理的基礎に関する資料		
指定年月日	年　　月　　日	
指定番号	第　　号	

備考　別紙1から別紙5までについては、変更のあるもののみ添付すること。

別紙1(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のため取り扱う産業廃棄物の種類及び業務の内容

取り扱う産業廃棄物の種類	再生利用のための業務の内容			備考
	収集	運搬	処分	

別紙2(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のための産業廃棄物が排出される事業所別一覧表

取り扱う産業廃棄物の種類	事業所名	所在地及び電話番号	日間取扱量	搬入先
			トン又は立方メートル	

別紙3(用紙　日本産業規格A4縦型)

再生利用のための収集又は運搬の用に供する施設

運搬施設	種別	形状	能力	数	備考
			トン又は立方メートル	台	
	運搬容器		容量	数	備考
			リットル	個	
車庫	所在地		面積		備考

		平方メートル			
保管施設	設置場所	面積	保管容量	保管する産業廃棄物の種類	保管方法
		平方メートル	立方メートル		

別紙4（用紙　日本産業規格A4縦型）

再生利用のための処分の用に供する施設

施設の名称	1日当たりの処理能力	処理方法	設置場所	備考
	トン又は立方メートル			

保管施設	設置場所	面積	保管容量	保管する産業廃棄物の種類	保管方法
		平方メートル	立方メートル		

別紙5（用紙　日本産業規格A4縦型）

収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者一覧表

業務の内容	氏名	住所	取り扱う産業廃棄物の種類	備考
	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	法人にあっては、その主たる事務所の所在地		

様式第18号(第17条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年119号・令和元年4号・3年5号〕)

産業廃棄物再生利用業者指定変更届

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり産業廃棄物の再生利用業者の指定を受けた事業に係る事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第6項の規定により届け出ます。

指定年月日		年　　月　　日
指定番号		第　　号
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年　　月　　日

様式第19号(第17条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年119号・令和元年4号・3年5号〕)

産業廃棄物再生利用業者指定業務廃止届

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

全部

次のとおり産業廃棄物の再生利用業者の指定に係る事業の　　を廃止したので、廃棄
一部
物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第7項の規定により届け出ます。

指定年月日	年　　月　　日
指定番号	第　　号
一部の廃止にあっては、その廃止する事業の内容	
廃止の理由	
廃止年月日	年　　月　　日

様式第20号(第18条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成23年規則16号〕、一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第3項 第14条の5第3項

において準用する同法第7条の2第4項の規定により届け出ます。

産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業	の許可年月日	年　　月　　日
許可番号		第　　号
該当するに至った欠格要件		法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
当該欠格要件に該当するに至った具体的事由		
当該欠格要件に該当するに至った年月日		年　　月　　日

備考

1　「該当するに至った欠格要件」の欄には、該当するものに〇印を付すこと。

2　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第20号の2(第18条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔令和元年規則21号〕、一部改正〔令和3年規則5号〕)

欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項／第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第5項の規定により届け出ます。

産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業	の許可年月日	年　月　日
許可番号		第　号

備考　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第21号(第19条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成16年規則16号〕、一部改正〔平成23年規則16号・令和元年4号・3年5号〕)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書

年　月　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)		m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積　m^2 埋立容量　m^3	
産業廃棄物処理施設の許可	許可年月日	年　月　日	
	許可番号	第　号	
	産業廃棄物の種類		
	許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及びその種類ごとの処理量の見込み		種類	処理量の見込み (t／日又はm^3)

備考

1　産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。

2　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、廃プラスチック類、紙くず、木くず等の種類を記入すること。

3　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

4　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第3項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第21号の2(第19条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成16年規則16号〕、一部改正〔平成23年規則16号・令和元年4号〕)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書

年　　月　　日

住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出を受理しました。

静岡県知事　氏名　印

産業廃棄物処理施設の設置場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
処理する一般廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設の許可	許可年月日	年　　月　　日
	許可番号	第　　号
	許可に付された条件	

様式第21号の3(第19条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成16年規則16号〕、一部改正〔平成23年規則16号・令和元年4号・3年5号〕)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置／変更／廃止　届

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出年月日	年　　月　　日
変更又は廃止の内容	
変更又は廃止の理由	

変更(廃止)年月日	年　　月　　日

備考

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項に規定する受理書を添付すること。

2　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

3　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第22号(第20条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則31号・23年16号・令和元年4号・3年5号〕)

特別管理産業廃棄物管理責任者	設置 変更	報告書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

報告者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり特別管理産業廃棄物管理責任者を	設置 変更	したので、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律施行細則第20条第1項の規定により報告します。

事業場の所在地	
特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日	年　　月　　日
設置又は変更の理由	

備考　特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有することを証する書類を添付すること。

様式第23号(第20条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則31号・23年16号・令和元年4号・3年5号〕)

特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

報告者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり特別管理産業廃棄物管理責任者を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第2項の規定により報告します。

事業場の所在地	

特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置年月日	年　　月　　日
廃止の理由	
廃止年月日	年　　月　　日

様式第24号(第21条関係)(用紙　日本産業規格A4横型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則31号・20年9号・23年16号・令和元年4号〕)

産業廃棄物処理実績報告書(　　年度)

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

報告者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり産業廃棄物を処理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条の規定により報告します。

事業場の所在地		電話番号	

産業廃棄物処理施設の種類	左の処理施設での処分				左の処分後の産業廃棄物の処理						
					自己処分			委託処理			
								受託者		処分方法	委託量
	処分前の産業廃棄物の種類	処分量 (t)	処分後の産業廃棄物の種類	排出量 (t)	処分場所	処分方法	処分量 (t)	許可番号	氏名又は名称		(t)
合計	—		—		—	—		—	—	—	
								—	—	—	

備考

1　前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物について記載し、その年の6月30日までに提出すること。

2　「委託処理」の欄の上段に収集運搬の委託内容を、下段に処分の委託内容をそれぞれ記載すること。

3　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第25号(第22条関係)(用紙　日本産業規格A4横型)
(追加〔平成12年規則119号〕、一部改正〔平成19年規則31号・20年9号・23年16号・令和元年4号〕)

産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	運搬実績報告書(　　年度)

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

報告者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の

氏名

電話番号

許可番号

次のとおり	産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	を運搬したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条の規定により報告します。

種類	運搬量 (t)	報告者に運搬を委託した者				報告者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を引き渡した者				
		許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	受託量 (t)	許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	引渡量 (t)	備考
合計		—	—	—		—	—	—		—

備考

1　前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について記載し、その年の6月30日までに提出すること。

2　産業廃棄物の運搬に係る報告と特別管理産業廃棄物の運搬に係る報告は別葉とすること。

3　「許可番号」の欄には、報告者に運搬を委託した者又は報告者が産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物を引き渡した者が、産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合に、その許可番号を記載すること。

4　報告者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に運搬を再委託した場合は、「備考」の欄に「再」と記載すること。

5　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第26号(第23条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・10年37号・50号・12年119号・13年10号・17年49号・令和元年4号・21号〕)

最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

請求者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	

電話番号

次のとおり最終処分場の埋立終了の届出台帳を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により請求します。

埋立処分を終了した最終処分場の所在地	
当該最終処分場との関係	
請求の理由	

様式第27号(第24条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年106号・119号・令和元年4号・3年5号〕)

廃棄物再生事業者登録申請書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により申請します。

事業の内容		
事務所の名称及び所在地		電話番号
事業場の名称及び所在地		電話番号
事業の用に供する施設	種類及び数量	
	構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

様式第28号(第25条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(全部改正〔平成20年規則9号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

(表)

廃棄物再生事業者登録証明書

住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をしたことを証明します。

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　印

1　登録年月日　　年　　月　　日

2　登録番号　　第　　号

3　事業場の所在地

4　廃棄物の再生に係る事業内容

(裏)

備考

様式第29号(第26条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年106号・119号・13年10号・17年49号・令和元年4号・3年5号〕)

廃棄物再生事業者登録事項変更届

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり廃棄物再生事業者の登録事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

登録年月日		年　　月　　日
登録番号		第　　号
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年　　月　　日

様式第30号(第27条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年106号・119号・13年10号・17年49号・令和元年4号・3年5号〕)

廃止
廃棄物再生事業者事業場　休止　届
再開

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり廃棄物再生事業に係る事業場を	廃止 休止 再開	したので、廃棄物の処理及び清掃に関

する法律施行令第21条の規定により届け出ます。

登録年月日	年　　月　　日
登録番号	第　　号
廃止、休止又は再開の理由	
廃止又は再開の年月日	年　　月　　日
休止の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第30号の2(第27条の2関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成17年条例49号〕、一部改正〔平成19年規則31号・令和元年4号・3年5号〕)

特定処理施設事故時応急措置届出書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

届出者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表

		者の氏名

電話番号

次のとおり特定処理施設の事故時の応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により届け出ます。

特定処理施設の設置場所	
特定処理施設の種類	
特定処理施設において処理する廃棄物の種類	
＊施設設置の許可年月日	年　月　日
＊施設設置の許可番号	第　号
＊処分業の許可年月日	年　月　日
＊処分業の許可番号	第　号
特定処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積　m^2 埋立容量　m^3
事故の発生年月日及び時刻	年　月　日　時　分
事故の状況	
応急の措置の概要	
連絡先	担当者氏名 電話番号
※届出年月日及び時刻	年　月　日　時　分

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　＊印の欄については、許可を受けている場合に記入すること。

3　特定処理施設の種類については、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第18条各号に規定する処理施設のいずれかの別を記入すること。さらに、一般廃棄物処理施設の場合はごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を、産業廃棄物処理施設の場合は脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を、括弧書きで記入すること。

4　記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第31号(第28条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・10年37号・12年119号・19年31号・23年16号・令和元年4号・3年5号〕)

許可証等再交付申請書

年　月　日

静岡県知事　氏名　様

申請者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり許可証等の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条の規定により申請します。

再交付の申請をする許可証等の種類	
許可、認定、登録又は指定の年月日	年　月　日
許可、認定、登録又は指定の番号	第　号
再交付の理由	

様式第32号(第29条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・10年37号・12年106号・119号・19年31号・23年16号・令和元年4号〕)

許可証等返納書

年　　月　　日

静岡県知事　氏名　様

返納者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり許可証等を返納します。

返納する許可証等の種類	
許可、認定、登録又は指定の年月日	年　　月　　日
許可、認定、登録又は指定の番号	第　　号
返納の理由	